

鉾田市告示第 132 号

令和 5 年度鉾田市創業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 22 日

鉾田市長 岸田 一夫

令和 5 年度鉾田市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、鉾田市内(以下「市内」という。)において、創業を行おうとする創業予定者を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を行っていない個人が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業等の届出により市内において営利を目的として新たに事業を開始する場合、又は新たに法人を設立し、市内において営利を目的として事業(農林水産業を除く)を開始する場合。ただし、第二創業の場合を除く。
- (2) 創業予定者 創業について具体的な計画を有する者をいう。
- (3) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (4) 創業支援等事業者 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 113 条の認定を受けた鉾田市創業支援等事業計画(令和 3 年 12 月 23 日経済産業大臣、総務大臣及び関東農政局長変更認定。以下「創業支援等事業計画」という。)における創業支援等事業者をいう。
- (5) 事業所 事業を実施する本拠となる事務所や店舗、工場等をいう。
- (6) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、又は器具をいう。
- (7) 補助事業 この告示の目的に適合するもので、創業等を行うために必要な補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、年度内に創業を行う創業予定者及び創業の日から 3 年を経過しない者(以下「創業予定者等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鉾田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を補助金の交付決定までに有する者(個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者)
 - (2) 本市において、金融機関等の融資を受けて創業にかかる補助事業を行おうとする個人若しくは法人であり、補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から 3 年を経過しない者
 - (3) 市内に補助事業を行うための事業所等を設けることができる者
 - (4) 本市の創業支援窓口を利用し、創業支援等事業者において事業計画書の確認を受けている者であること。または、補助事業の実施にあたって、金融機関等の融資審査又は茨城県信用保証協会の保証審査を通過した者
 - (5) 許認可若しくは届出を必要とする業種の創業等にあつては、補助事業完了までに許認可を受けている者又は届出を行っている者
 - (6) 補助事業について、一定の期間創業支援等事業者による支援を継続的に受けることができる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (2) 鉾田市暴力団排除条例(平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者
 - (3) 暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (4) 法人でその役員のうち、暴排条例第 2 条第 2 号又は第 3 号に該当する者がいる者
 - (5) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
 - (6) 市税等の滞納がある者

(7) 過去に銚田市創業支援事業補助金の交付を受けた者

(8) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業。

(2) 創業支援等事業計画の特定創業支援事業である総合相談窓口、ワンストップ窓口又は連携機関において創業相談を受け、これらの窓口又は機関において適切な事業計画を有しているものとして、確認を得ている事業。

(3) 市内企業と取引を行うこと等により、地域産業又は雇用への波及効果が期待できる事業。

(4) 以下の各号に掲げる事業でないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業
イ フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業

ウ 太陽光発電事業

エ その他公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(消費税は除く)は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表に掲げる経費とする。ただし、当該経費について、本市、国、県若しくはその他の機関から補助金、その他これらに類する金銭又は物品の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から差し引くものとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、交付決定日の属する年度の初日から末日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、創業にあたり必要となる前条別表に掲げる経費の2分の1以内の額とし、且つ補助事業に対して行われる金融機関等の設備資金に係る融資額を除いた自己負担部分の額とする。ただし、50万円を上限として予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、銚田市創業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 創業事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第3号)

(3) 創業支援事業補助金に係る事業計画確認書(様式第4号)並びに保証付融資にあつては保証決定が確認できる書類の写し及びプロパー融資にあつては融資決定が確認できる書類の写し

(4) 銚田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明書の写し(交付申請後に取得する場合を除く)

(5) 事業を実施する場所の位置図及び事務所等の所在が分かるもの(登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等)

(6) 個人事業者の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し

(7) 個人事業の所得税法第229条に規定する開業等の届出書の写し(個人事業者で既に開業している場合に限る。)

(8) 定款及び登記簿謄本の写し(法人の場合)

(9) 営業許可証及び届出の写し(許認可及び届出を必要とする業種で、既に許認可等を取得している場合に限る。)

(10) 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)

(11) 前年中又は前事業年度の収入等がわかる書類

ア 個人にあつては、確定申告書又は源泉徴収票の写し等

イ 法人にあつては、決算書又は確定申告書の写し等

(12) 市税等の滞納がない旨の証明書

(13) 国、県その他の機関から補助金の交付を受けている場合は、その補助の内容及び補助金額が確認できる書類の写し(交付申請時に用意できる場合)

(14) 就労が可能な在留資格が確認できる書類(申請者が外国人の場合に限る。)

(15) その他市長が必要と認める書類等

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請の書類を審査し、必要に応じて現地の調査を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、銚田市創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、銚田市創業支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る事業の内容を大幅に変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに銚田市創業支援事業補助金変更等承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、銚田市創業支援事業補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに銚田市創業支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

ただし、第7条に基づく交付の申請時に提出した添付書類と変更がなく、実績報告時に重複する書類については、省略することができるものとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
- (2) 創業等報告書(様式第11号)
- (3) 補助金収支決算書(様式第12号)
- (4) 補助対象経費明細表(様式第13号)及び事業に係る経費の支払を証明する書類(契約書、領収書等)
- (5) 銚田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明書の写し(交付申請時に提出していない場合)
- (6) 新規雇用者名簿(新たに雇用される者がいる場合。ただし、週20時間未満の労働時間の者を除く。)
- (7) 事業所等の賃貸借契約書の写し(事業所等を賃貸借している場合)
- (8) 事業所等の固定資産評価証明書(事業所等を自己所有している場合)
- (9) 補助事業により整備した事業所等、設備等が確認できる写真及び購入した備品等の写真
- (10) 個人事業者の住民基本台帳法に基づく住民票の写し(交付申請時に提出していない場合又は住民票の内容に変更があった場合)
- (11) 個人事業の開業等の届出書の写し
- (12) 設立した法人の定款及び登記簿謄本の写し
- (13) 営業許可証及び届出の写し(許認可及び届出を必要とする業種の場合)
- (14) 国、県又はその他の機関から補助金の交付を受けている場合は、その補助内容及び補助金額が確認できる書類の写し
- (15) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市創業支援事業補助金確定通知書(様式第14号)により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条による確定通知書を受けた者は、銚田市創業支援事業補助金交付請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき,又は市長の指示に従わなかったとき。

(5) 第10条に規定する書類の提出が,期限を過ぎてもないとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか,市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

2 市長は,前項の規定による取消しをしたときは,銚田市創業支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前2項の規定は,第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(事業所等の移転)

第14条 補助金の交付を受けた事業者が,補助事業完了後3年未満で事業所等を市外へ移転する場合には,補助金を全額返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は,補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は,補助金に係る事業により取得し,若しくは効用を増加した財産(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する財産)を目的外に使用し,譲渡し,交換し,貸し付け又は廃棄しようとするときは,あらかじめ銚田市創業支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第17号)を市長に提出し,その承認を受けなければならない。ただし,当該財産の取得価格又は効用の増加価格が25万円未満のもの,又は当該財産の耐用年数を経過しているときは,この限りでない。

2 市長は,補助事業者が市長の承認を受け,補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は,補助事業者に対し,当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 市長は,第1項の規定による申請を受けたときは,当該申請の内容の可否を決定し,銚田市創業支援事業補助金財産処分承認(不承認)決定通知書(様式第18号)により,補助事業者に通知するものとする。

(帳簿類の管理)

第16条 補助事業者は,当該補助事業の実施に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査及び報告等)

第17条 事業者は,市長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めたとき,又は事業について報告を求めたときは,これに応じなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は,市長が別に定める。

附 則

この告示は,令和5年5月22日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費

区分	経費
施設整備費	事業の遂行に必要な建物, 建物付属設備及び構築物に係る設計, 工事監理, 建築工事, 修繕及び購入に係る経費(用地取得費及び住居部分にかかる経費を除く。)
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計, 工事監理, 修繕, 購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費